

可燃物処理施設整備事業の進捗状況について

I 着工前後対比

【平成 29 年 11 月（着工前）】



【令和 2 年 4 月上旬】

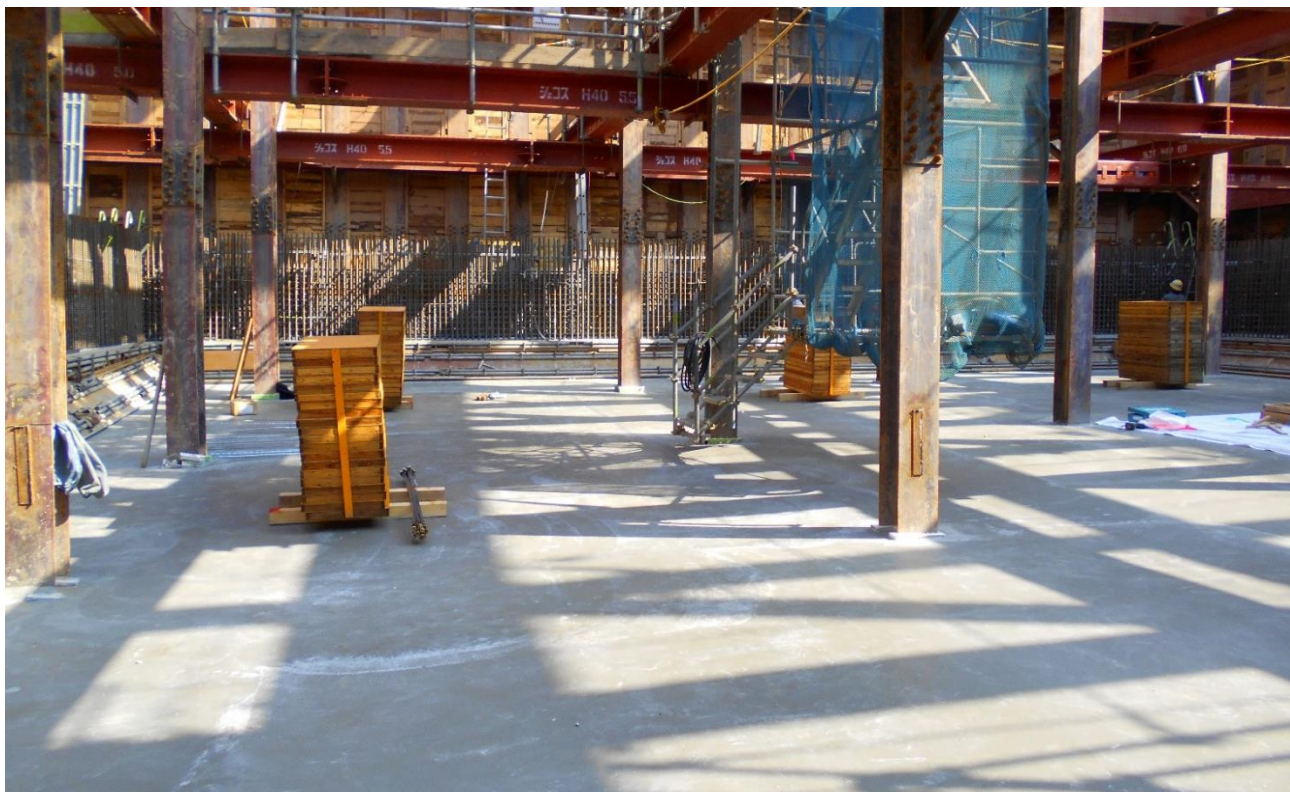


上空から



Ⅱ 建設工事の状況

【ごみピット底版完了と側壁工事】



【工場棟炉室基礎工事】



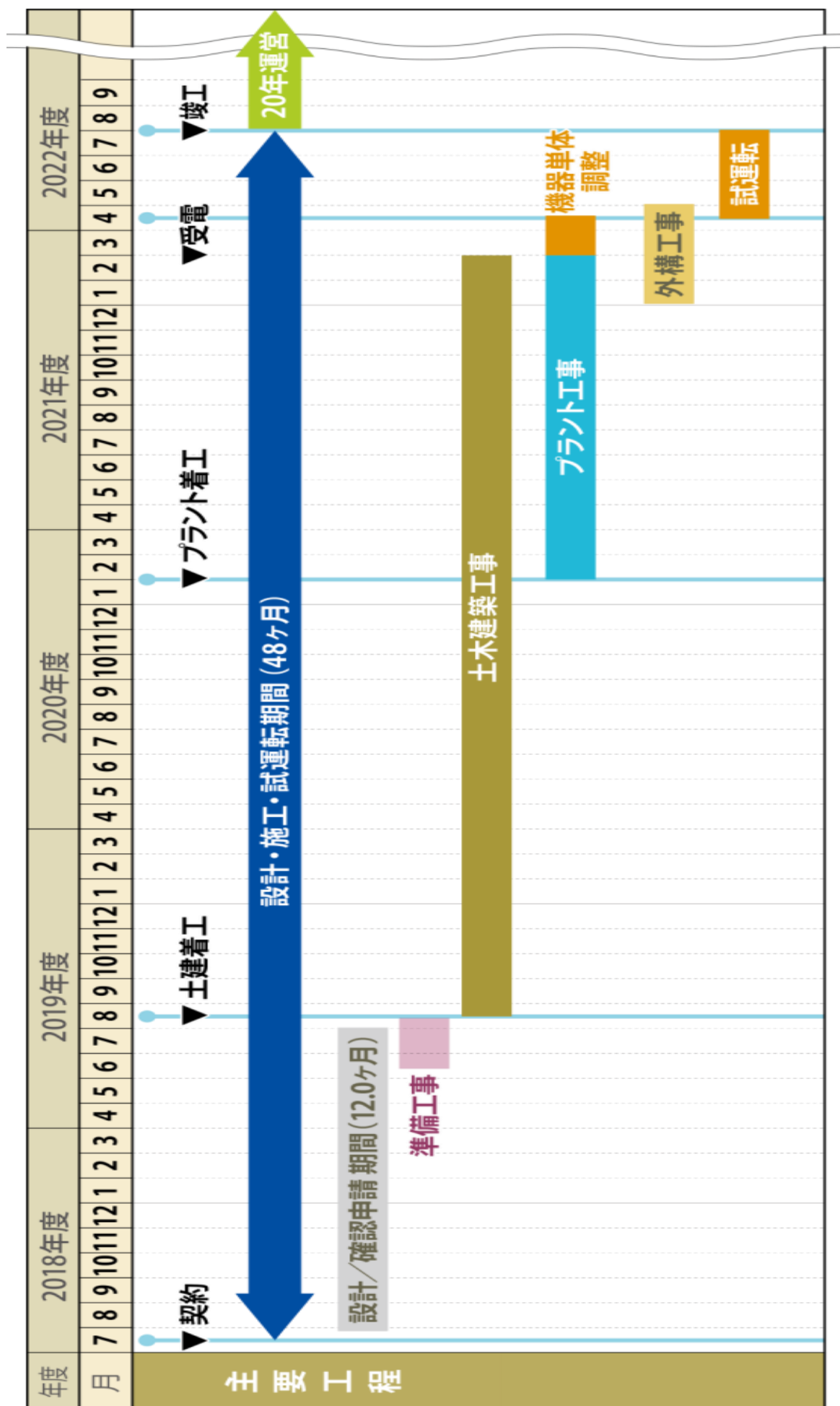
【入口側ランプウェイ基礎工事】



【出口側ランプウェイ基礎工事】



全体スケジュール



新可燃物処理施設名称選考スケジュール

4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		11月	12月
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬		
委員 就任 依頼		開催 案内							公募 開始	約1月	公募 終了	事前チェック		委員会 事前選考		選考 委員会 第2回		正副 管理者会 結果報告	組合議会 結果報告	名称決定 市町報 依頼	市町報等 名称決定 お知らせ

可燃物処理施設供用に伴う規約等の改正に係るスケジュール（案）

R2.4.27 現在

区分	構成市町議会	東部広域議会	
		鳥取県東部広域行政管理組合手数料 条例	鳥取県東部広域行政管理組合負担金 条例
規約等の名称	鳥取県東部広域行政管理組合規約 (別紙参照)	鳥取県東部広域行政管理組合手数料 条例	鳥取県東部広域行政管理組合負担金 条例
	組合規約別表第2の「可燃物処理施設の建設に関する事務」を「可燃物処理施設を設置し、管理運営に関する事務」に改正する。	同条例別表に「可燃物処理手数料」を加える	同条例別表第1の「可燃物処理施設」に「管理運営に要する経費」を加える
改正内容	令和2年6月に構成市町担当課長会を開催し、規約改正に係る説明	令和2年6月に組合廃棄物等審議会に手数料改定に係る諮問	令和3年5月頃に正副管理者会議で運営負担金の割合について説明
	↓	↓	↓
	構成市町の9月定例会に規約改正に係る議案の上程・可決	令和2年9月に廃棄物等審議会から手数料改定に係る答申	広域議会臨時会全員協議会で運営負担金の割合について説明
	↓	↓	↓
	構成市町から議決の写しを送付	令和2年10月の正副管理者会議で答申内容について説明	令和3年10月の正副管理者会議で条例改正に係る説明
	↓	↓	↓
改正に係るスケジュール	県に規約改正に係る申請・許可	令和2年10月の広域定例会で手数料条例の改正について上程、全員協議会で説明、可決	令和3年10月の広域定例会で負担金条例の改正について上程、全員協議会で説明、可決
	↓	↓	↓
	規約の変更	手数料条例の施行・住民への周知	負担金条例の施行
可燃物処理施設供用開始（令和4年8月1日予定）			

※このスケジュールは現時点のものであり、今後変更になることがあります。

鳥取県東部広域行政管理組合規約改正について

1. 構成市町議会提出について

規約を改正するための協議について、構成市町議会（9月）への提出をお願いするものです。

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め（以下略）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2. 改正理由

現在、本組合の規約では「可燃物処理施設の建設に関する事務」については規定されているが、管理運営に関する事務は規定されていないため、この事務について追加を行うものです。

[内容]

- ・「可燃物処理施設の建設に関する事務」を「可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務」に改正する。

3. 新旧対象表

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
共同処理する事務	関係市町	共同処理する事務	関係市町
(略)	(略)	(略)	(略)
可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務	組織市町	可燃物処理施設の建設に関する事務	組織市町
(略)	(略)	(略)	(略)

4. 今後のスケジュール

6月	構成市町担当課長に対し、規約改正に係る説明
9月	構成市町議会において規約変更に係る協議
9月下旬～10月上旬	構成市町議決書を取りまとめ
10月上旬	鳥取県へ規約変更許可申請書を提出
10月20日（予定）	規約変更施行